

(諮問番号1)

## 伊豆、富士、静岡及び天竜地域森林計画の変更

(静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課)

### 1 地域森林計画

- ・地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が5年ごとに10年を1期として樹立する計画である。
- ・計画では、森林の整備・保全、伐採、造林、間伐、保育、林道及び保安林の整備等に関する指針や基準、計画量を示す。
- ・伐採、造林、保安林の計画量は、**全国森林計画の計画量に基づく国の同意が必要**である。
- ・県内の計画区は、**伊豆、富士、静岡、天竜**である。

森林計画区	計画期間	備考
伊豆	R4. 4. 1～R14. 3. 31	賀茂農林、東部農林(一部)管内
富士	R3. 4. 1～R13. 3. 31	東部農林(一部)、富士農林管内
静岡	R2. 4. 1～R12. 3. 31	中部農林、志太榛原農林管内
天竜	H31. 4. 1～R11. 3. 31	中遠農林、西部農林管内

### 2 地域森林計画の樹立及び変更の概要

今年度は樹立する計画区は無く、全計画区で変更を行う。

(変更の内容)

- ・林地開発や林道の整備、保安林指定等に伴い、各計画区の対象森林区域等の数量を変更する。
- ・「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」の整備・保全の方向の伐採方法を変更する。
- ・早生樹施業を促進する観点から、植栽樹種にテーダマツを追加し、標準伐期齢等を記載する。

### 3 地域森林計画変更計画案の内容

#### (1) 計画対象森林の区域の設定

- ・森林簿の精査及び林地開発行為の完了等に伴う変更。

(単位：ha)

計画区	変更前	変更後	増減
伊豆	78,902.67	78,834.91	-67.76
富士	55,427.42	55,413.74	-13.68
静岡	155,457.58	155,445.95	-11.63
天竜	110,562.59	110,443.02	-119.57
合計	400,350.26	400,146.67	-212.64

(2) 林道の開設及び改良に関する計画

- ・森林整備に必要な林道開設計画及び災害対応等による事業箇所の見直しに基づき、計画量を設定及び変更。

(開設)

(単位：路線)

変更	計画区	変更前	変更後	増減
	伊豆	33	33	-
	富士	21	21	-
	静岡	106	107	1
	天竜	42	36	△ 6
合計	202	197	△ 5	

(拡張)

変更	計画区	改良 (箇所数)			舗装 (km)		
		変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	伊豆	125	125	-	13.0	13.0	-
	富士	225	225	-	56.1	56.1	-
	静岡	848	872	24	138.4	142.8	4.4
	天竜	547	547	-	184.8	184.8	-
合計	1,745	1,745	-	392.3	392.3	-	

(3) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

- ・森林簿の精査及び保安林の指定区域の増加に伴う変更。

(単位：ha)

変更	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	17,040	17,005	△ 35
	富士	13,219	12,971	△ 248
	静岡	79,698	79,786	88
	天竜	48,402	47,613	△ 789
	合計	158,359	157,375	△ 984

(4) 保安林の整備に関する事項

- ・保安林の指定目的や指定状況の再精査及び全国森林計画に即して計画数量を設定及び変更。

(保安林として管理すべき森林の計画期末面積)

(単位：ha)

変更	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	11,690	11,689	△ 1
	富士	9,659	9,658	△ 1
	静岡	50,166	50,170	4
	天竜	26,376	26,371	△ 5
	合計	97,891	97,888	△ 3

(保安林の指定及び解除面積)

(単位 : ha)

	計画区	指定面積			解除面積		
		変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
変更	伊豆	454	454	-	20	21	1
	富士	972	972	-	16	17	1
	静岡	3,949	3,949	-	47	43	△ 4
	天竜	2,323	2,323	-	27	32	5
	合計	7,698	7,698	-	110	113	3

(5) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

- ・森林簿の精査及び保安林の指定区域の増加に伴い、対象森林の所在及び面積を設定及び変更。

(単位 : ha)

	計画区	旧計画	新計画	増減
変更	伊豆	22,148.64	22,100.47	△ 48.17
	富士	12,731.21	12,472.13	△ 259.08
	静岡	75,585.78	75,804.52	218.74
	天竜	32,101.07	32,144.86	43.79
	合計	142,566.70	142,521.98	△ 44.72

(6) 「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」の伐採方法の変更

別紙1参照

(7) 早生樹施業の指針としてテーダマツの標準伐期齢等を記載

別紙2参照

## 森の力再生事業に係る地域森林計画の変更

(静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課)

### 1 森林計画制度における森の力再生事業の規定

地域森林計画において、森の力再生事業の対象森林である「特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林」の条件や整備・保全の方向性を定めている。

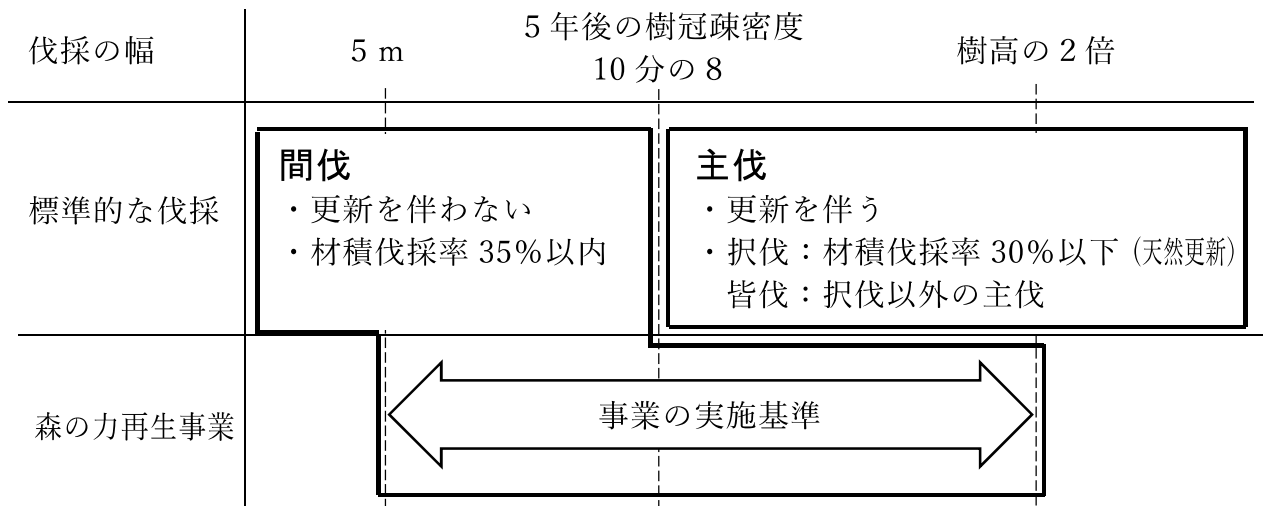
森の力再生事業では、列状や群状を基本とした強度の伐採を行い、針広混交林化や多様性に富んだ広葉樹林化を目指す。

### 2 伐採方法の位置付けを整理

森林計画制度における森の力再生事業の伐採方法の位置付けを改めて整理し、「間伐」から「主伐（皆伐・択伐）又は間伐」に変更する。

#### < 現行の地域森林計画 >

- ・森の力再生事業で行う伐採は、「間伐」とする。



#### < 変更後の地域森林計画 >

- ・森の力再生事業で行う伐採を、5 年後の樹冠疎密度により、次のとおり区分する。

①10 分の 8 以上に回復する伐採幅の伐採は、「間伐」とする。

②10 分の 8 まで回復しない伐採幅の伐採は、「主伐」とする。

